

手話言語条例学習会兼懇談会

2026年3月1日（日）

午後1時30分～午後4時29分

市庁舎2階 市民協働おうえんルーム

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後1時30分 開会

○篤永担当係長 本日はお忙しいところ手話言語条例学習会兼懇談会にお越しいただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます障がい福祉課総務係担当係長の篤永と申します。よろしく願いします。

それでは、机の上に置かせていただいた配付資料の確認をいたします。

1点目はこちら、本日の学習会兼懇談会の次第です。続きまして2点目、本日の学習会兼懇談会の御意見記入シートです。3点目は宣伝ですけれども、昨年のデフリンピック、ビーチバレーの堀選手の講演会が3月15日に中央公民館で開催されますので、そのチラシをお配りしております。御都合のよろしい方は御参加お待ちしておりますので、よろしく願いします。

お配りした資料は以上になります。今、皆様のお手元に資料はありますか。ない方はいらっしゃいますか。

続きまして、本日の進行について3点御案内をいたします。

1点目が、本日の情報保障についてです。

手話通訳の手配をしております。手話通訳や映像資料が見つらい場合は、多少椅子を動かしていただいて構いませんので、見やすい位置で御覧いただきたいと思います。

また、要約筆記についてですが、お詫びがあります。全体を投影する機器が、本日、ほかの場所での先約があるため御用意できませんでした。そのため、今回はパソコンのノートテイクによる情報保障としております。全体投影ができない分、ゆっくり御説明してまいりますので、よろしく願いします。

2点目は、お荷物の御案内です。

上着は椅子にかけていただき、手荷物は椅子の下に置くようにしてください。

3点目は、皆さんの発言機会です。

懇談会では皆さんに発言の機会がありますが、会場の使用時間に制限がございます。もっと詳しく伝えたいことがあったとか、時間が足りず発言できなかったといった御意見や懇談会後に改めてお気づきになった点などがございましたら、お配りしている「手話言語条例学習会兼懇談会 ご意見記入シート」に掲載されている方法で、3月15日までに御意見をお寄せいただければと思います。

本日の学習会兼懇談会の内容説明は、以上となります。

それでは、学習会の前に障がい福祉課長の新谷から御挨拶を申し上げます。

○新谷課長 皆さん、こんにちは。障がい福祉課長の新谷と申します。

本日は、このようなすごくお天気がいい日曜日に数多くの方に御参加いただき、本当にありがとうございます。

町田市では、聴覚障がいのある方とない方の日常生活における意思疎通の場面をはじめとした様々なバリアと申しますか、そういったものを解消し、障がいのある方とない方の相互理解の下、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指すために、手話言語条例の検討を進めています。そして、そのための検討部会を設置させていただきました。

皆様の御記憶に新しいところでは、昨年11月、東京でデフリンピックが初めて開催されました。私たちも行きましたが本当に多くの方が参加して、見に来られている方も沢山いて盛り上がっていたと思います。こういった聴覚障がいや手話に対する関心が高まっている機会を捉えることが大切だと考えております。この機会にそういった検討を進めていきたいと考えているところでございます。

この検討部会ですけれども、昨年12月、それから本年に入りまして1月と、既に2回開催しているところでございます。その中で、手話を必要とする障がいのある方の御意見を幅広くお聞きするためにアンケート調査を行うこと、そして、今日の学習会兼懇談会を実施することになりました。

本日は、先ほども説明させていただきましたけれども、第1部が手話言語条例の学習会ということで、越智部会長の講演を企画いたしましたので、手話言語条例というのはどういうもののかなというイメージを持つ機会、学べる機会を設けたいと考えております。

そして第2部では、今日お集まりの皆様からいろいろな意見をいただいて、その意見をぜひ今後の手話言語条例の検討の中で生かしていきたいと考えておりますので、ぜひ第2部では皆様の率直な御意見をいただけたらと思っております。

4時半ぐらいまでということですので時間も少し長めではありますが、ぜひ有意義な時間にさせていただきたいと思っておりますので、皆様の積極的な御参加、御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○篤永担当係長 それでは、ここから第1部、手話言語条例学習会を始めさせていただきたいと思っております。

本日、講師を務めていただきますのは東京都聴覚障害者連盟事務局長の越智大輔様です。

事務局から、越智様の略歴を御紹介いたします。

昭和31年、福岡県生まれ。6歳で失聴、その後、町田市内の和光大学入学までろう学校で学ばれました。大学卒業と同時に東京都聴覚障害者連盟の職員となり、昭和62年に事務局長に就任されました。

東京都福祉のまちづくり推進協議会委員、東京都聴覚障害教育検討委員会委員、東京都差別解消条例制定検討部会委員などを務めておられます。

また、東京2025デフリンピックや東京都手話言語条例制定に伴う事業などに取組み、新聞や雑誌等の記事の執筆、書籍やドラマ、映画の監修などを多数務めておられます。最近では、映画「ケイコ目を澄ませて」や劇場版アニメ「聲の形」、テレビアニメ「王様ランキング」の手話監修等を担当されました。

略歴の御紹介は、以上となります。

それでは、ここから越智様に進行をお任せしたいと思います。

越智様、よろしくお願いいたします。

○越智部会長 皆さん、こんにちは。今、御紹介いただきました越智といいます。サインネームはこちら、越智です。福岡の直方ろう学校でこのようなサインネームをつけられました。よろしくお願いいたします。

今回、町田市手話言語条例の部会長を頼まれました。ほかのところからもいろいろ頼まれたんですよ。でも、全部「地元中心でやってください」というふうに断ったんですが、こちらを受けた理由は、先ほどの紹介のとおり町田は私がろう運動を始めた場所なんです。和光大学に4年間通っていたんですね。そして町田のろう協で運動を始めたわけです。だから、その恩返しという意味で特別に受けさせていただいたわけです。

では、今から1時間ほど手話言語——ホワイトボードに書きますね。手話言語、「言語」という言葉がありますよね。言語とは何か。今回、法律をつくるためいろいろと活動してきたわけです。これから目指す姿はどういうものなのか話をしたいと思います。パワーポイントのスライドも御覧になりながら話を聞いてください。

ろう者がたくさんいらっしゃるので、今日は日本手話で話します。暑くなると思うので、上着を脱ぎます。そして、着替えます。去年のデフリンピックのときに着ていた上着を今から着ますね。見てください、この上着を去年11月のデフリンピック、14日間これを着ていろいろなところを飛び回っていました。

それでは、こちらのスライドも御覧になってください。

まず、手話ができたきっかけですが、手話が生まれたのはヨーロッパです。そしてアメリカ

に広まったという経緯があります。

日本で手話が生まれたのは、ろう教育が始まったときですね。明治時代です。こちらにも書いてありますが、明治11年、京都に盲啞院ができました。また、明治13年には東京に訓盲院が建設されました。そういう歴史はもう皆さん御存じですよ。

でも、実をいいますと、東京が先に準備を始めたんですよ。明治8年にろう学校をつくるために天皇陛下から3000円、今で言うと3000万円ぐらいのご寄付を頂き建設準備をはじめました。京都は明治9年に準備を始めたんですが、京都はすでにある小学校で始めたので先にできてしまったので東京が後になったという感じなんです。教育が始められたのは京都が先で、そこで手話が生まれたわけです。

当時の手話は2つありました。こちらに書いてありますように手勢、手真似の2つがあったんですね。手勢は、学校の中で言葉を教えるためにつくられました。アメリカの手話を参考にしてつくったものです。手真似は、ろう者の身振り等から自然に発生したものです。この2つに分かれていました。しかし、それも完全に分かれていたわけではありません。どちらも手話として使われていて、そして、それが融合して今の手話につながっているわけです。

これは東京でできた聾学校です。訓盲院といいます。

スライドに映した人は古河先生。京都の盲啞院ができたときの校長です。

この写真は大事な大事な教科書です。日本に4つしかないと思いますが、そのうち一つを私が持っています。古河先生の指導法の教科書です。手勢がつくられた状況が書いてあるんです。「なるほど」と思いながら読みました。

例えば「東」という手話、ありますよね。山があって、そこに日が昇る、そしてそれを指差す、陽の昇る方向ということで「東」という手話ができたわけです。最初はこのように表していたんですよ。そして「西」はこのように、長いですね。山に日が落ちる、そして指差しで「西」を表したんですが、大変ですよ、3つも。だから山を取り、そして日が昇る形と方向を合わせて「東」にした。そのような経緯で変遷して今の「東」という手話がありました。

また、「赤」という手話、ありますよね。昔は別の表現でしたが、「唇を指して赤いとするのも可」ということで、「赤」という手話になったんですね。「夜」も、山に日が沈んでだんだん見えなくなっていくんですよ。それで、この「夜」という手話ができたわけです。「暑い」というのは、身振りなんですよ、これは。扇子で扇ぐような形、また汗を拭くような形が「暑い」になって、今は一つにまとめて扇子で扇ぐ様子を「暑い」。

手話はこのように変遷してつくられたわけです。

こちらを御覧ください。

「木」は、昔はこういう手話だったんですよ。昔は「木」「森」「林」と表していたんですね。1本だと木だった。でも、今の「木（幹）」に代わってしまったんですよ。「草」と間違いやすいということで変わったのかもしれませんがね。

それから獣、鳥、魚、今の手話とほとんど同じですね。

「食べる」という手話は、こうですね。御存じですか。見たことありますか。あ、いますね。さすが。これはもともとアメリカの手話なんですよ。今もアメリカの「イート（食べる）」はこれです。アメリカは箸で食べないので、こういうふうに「食べる」と表します。アメリカの手話も参考にして手勢が生まれていったわけです。

手話は言語ですね。こういういろいろな歴史を積み重ねてきて、今、言語として存在するわけです。

明治時代には、そうやって手話をしていたわけです。いろいろな研究もされていました。今、指文字ありますよね。それは昭和以降にできたんですが、実はその昔にも指文字があったんですよ。ちょっと難しいので表現はしませんが、こんなふうに表示、こんな、こんな大変なんですよ。ちょっと見ても分からないのもう省いていますが、昔も指文字があったんですね。

今の指文字はややこしいのは、あいうえお、かたなはまやらわ、これはアルファベットのABCと同じものを使っているんで、ややこしいですよ。去年、デフリンピックのときは外国の選手がいっぱい来たので、「A？ あ？ どっちだ？」みたいな感じで本当にややこしかったです。しっかりと口の形や流れを見て判断しなければいけないんですよ。大変。違うほうがよかったですよね。でも、決まってしまったものは仕方ないですね。

そして昭和になって、学校で手話が禁止になりましたよね。昭和8年、鳩山文部大臣がろう学校の校長会で訓示したんですね。「口話で教育すべき」ということで、手話を使うと口話取得の妨げになるということからどんどん使われなくなっていったわけですね。

手話をするのと叩かれた経験、ありますか。——あるとおっしゃっていますね。今はもう叩かれることはないですが、昔は手話をするのと怒られたんですね。私も先輩が水の入ったバケツを両手に持って廊下に立たされるのを見たことがあります。本当に大変な時代でした。だからみんな手話をしないという時代になってしまって、それは本当に私たちにとって残念なことです。

でも、ろう学校を卒業した後に「手話は必要なんだ」ということで、やはりみんな手話を使っていたわけですね。私は6歳で聞こえなくなりましたが、それまでしゃべっていたので声はまあまあできるわけです。普通校ではなく、ろう学校に通って、小1から小6の間は寄宿舎で

生活しました。学校は手話禁止でしたが、寄宿舎の中では、やはり手話でコミュニケーションを取る必要があったので黙認されていて、みんなで手話をして育ったわけです。でも、土日や夏休みなどに家に帰ると親とは普通に口話でしゃべるわけですよね。弟もそうです。口話でしゃべるわけですから、私も家では口話で、寄宿舎では手話でというふうに切り換えて生活していました。

卒業するまではそのような生活で、これは別の言葉だなという感じだったんですね。その経験からも手話は間違いなく言語だと思います。それはもう本当に実感しており証明できます。

その後、ろう運動が始まったんですね。戦後、伊香保温泉にろう者が集まって、ろう運動が始まったんです。手話通訳が必要なんだということでどんどん運動を進めていったわけです。そして昭和40年、皆さん御存じでしょうか、蛇の目寿司事件が起きました。そのとき、やはり手話通訳は必要なんだ、養成しなければいけないということでどんどん運動が盛んになって、そして現在に至っているわけです。

これは伊香保温泉の写真です。伊香保にあつまったろう者の写真です。このサインネーム御存じですか。藤本さん、大阪市立ろう学校の先生です。全国の仲間に手紙を書いて「伊香保温泉に集まるんだ」ということでろう者が結集した、そのときの写真です。これをきっかけに運動が始まったわけです。

この4本柱ですね。手話通訳が必要なんだということで運動が始まりました。養成し、派遣をし、制度をつくるんだということで運動を始めたんですね。

そして多くの方に周知しなければならないということで、こちらの写真、「アイラブパンフ」、手話ではこのように表現しますが、120万部を販売しました。1部200円で120万部を販売したんですね。そして聞こえる人に「あ、手話ってこういうことなんだ」と理解を広める一助となったわけです。

皇室の紀子様、手話が上手なのを御存じですよ。これがきっかけだったんですよ。お会いして話をしたときに紀様様が言うてくださったんですが、大学のように同級生にろう者がいて、これをもらって読んで「へえ、手話ってこうなんだ。ろう者ってこういうことなんだ」そして興味を持ち始めて手話を勉強すると決めたんです、というお話でした。

初めてお会いしたときは手話があまりお上手ではなかったんですが、どんどん上手になられて。私が初めてお会いしたのは30年前ですかね。そのときは手話もなかなかおできにならなかったんですが、世界ろう者会議が平成3年にあつて、そのときにもお会いしたんですが、そのときはまあまあお話ができるようになられていたんですね。

その後は10年前、秋葉原で情報アクセシビリティフォーラムを開催したんですが、そのときにまた紀子様とお会いしました。電話リレーサービス、御存じですか。遠隔手話通訳というものがあんですが、そのブースを担当をしていたんですね。そこに紀様様が視察においでになられて、手話で説明したら通訳は要らないということで、私の手話を読みとってくださいました。すごく上手になっていらしたんですね。

「アイラブパンフ」のおかげで日本中で手話を学ぶ人が増え、そして手話が広まったという経緯があります。そしてその後、聴覚障害者への理解が広がったんです。

以前は障害者、盲、ろう、車椅子、みんな恥ずかしいというイメージでした。ろう者の場合、見ただけではろうと分かりませんよね。手話を使わなければバレないということで、友達と一緒にしたら手話を使うわけですが、誰かが見てるなと思ったらそこで「あっ」と手話をやめるわけですね。そして通り過ぎたらまた手話で話してみたいな。そんな経験ありますか。——あるとおっしゃっていますね。昔はそうでしたよね。手話は恥ずかしい、みっともない、そういう雰囲気があったんですが、今は世の中が変わりました。障がい者支援、当たり前、手話は当たり前だという社会に変わりつつあるわけです。運動の結果、そういうふうになったと思います。

NHKの手話講座の写真です。

昔、NHKでは手話を認めなかったんですよ。それで困った経験があります。

私、大学生のときでしたが、筑波技術短大ができる頃です。私は筑波短大をつくるのは反対だったんです。本当は、和光大の後、筑波大附属ろうの先生になるという話もあったのですが、筑波短大の計画が出されたとき最初は良いと思ったんですが、企画を見ると内容があまり良くなかった。ろう学校の専攻科とあまり変わらない内容で、情報保障についても考えていない。もっと勉強ができる、レベルの高い大学にしてほしいと思ったんですね。勉強ができるようにしてほしい。でも、手話通訳などの情報保障もないわけですよね。それではいけないということで、ちゃんと手話通訳もつけてほしい、情報保障もしてほしい、必要なんだ。だから、そういうことのない短大の考え方には反対だったんですね。

NHKで、賛成派、反対派が話したわけです。反対代表で私が呼ばれてそこに参加したわけですが、「私は手話でやります」と言って、ディレクターも了解してくれ、リハーサルでもきちんと写っていた。でも、本番の放送が始まったら手話がカットされていました。このように手話が見えない。顔だけ映しているわけですね。「どういうことだ」と激怒しました。ディレクターの弁明は放送直前になって上部から「NHKとしてはまだ手話の有効性を認めていない

から手話を映すな」という指示があったとのことでした。そのNHKが今では手話講座を放送したり手話ニュースをやっている。これも「手話が必要なんだ」といろいろ運動してきた成果だと思います。

手話が日本語と同じ言語であるということを浸透させていくことが重要だと思っています。

国連障害者権利条約の中に手話が言語ということがはっきりと盛り込まれているんですね。

「合理的配慮」という言葉があります。皆さん御存じでしょうか。手話ではこのように表します。合理的配慮というのは、ろう者には手話が必要である、会社やいろいろなイベントに参加するときに、その団体が手話を準備するようできるだけ努力する、そういう配慮をしていくという意味です。お金がないとかいろいろありますけれども、そういったことは置いておいて、まず努力していく、整備していく、そういうことが必要である。どうしても無理な場合はやむを得ないということです。

運動の中で困っていることは、新しい自立支援法、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。だいぶ昔なので。東京都には以前手話通訳派遣制度があったんですけども、自立支援法という新しい法律が立ち上がりました。

どういうものかといいますと、財政が安定していたときは障がい者のためにお金を使うことができたんですが、その後、日本全体の景気が悪化してお金がだんだんなくなって、高齢者も障がい者も増えていくにもかかわらず、そのためにお金を使うことができなくなってしまった。その状況を変える必要があるということで、改革が行われ高齢者の介護保険のお金を集めて、それを使っていくという考え方に変わったわけですね。

障害者支援は「自立支援法」になりました。その中で手話通訳派遣は「区市町村事業」になりました。都道府県、東京都の手話通訳派遣事業はなくなってしまったわけです。いろいろと交渉を重ねた結果何とか23区、市から東京手話通訳派遣センターにお金を出してもらい都の手話通訳を使える方法を残すことができました。以前は東京都の事業で都内どこでも公平に派遣が受けられた。自立支援法がきっかけで23区、また各市のお金で派遣する形になっていったんですが、その内容はまちまちでした。私は板橋区ですが、真っ先に派遣センターに全面委託し予算も確保したので自立支援法以前より良くなったぐらいですが、なかなか派遣センターと契約しない地域があったりと様々でした。

その後、2010年に自民党ではなく民主党に政権が変わりましたね。民主党は自立支援法に反対していたので国連の障害者権利条約に沿った新しい法整備が進められました。その中で障害者基本法が改正されたり虐待防止法が制定されました。差別禁止法の議論も進んでもいたんで

すけれども、国が次回はまた自民党が来るかもとセーブするようになったんですね。そのとき東日本大震災が起きて、また自民党に政権が変わり、その法整備は骨抜きになってしまいました。「差別禁止法」が「差別解消法」となったり、民間の合理的配慮は「努力義務」になるなど。

しかし、全日ろう連ではこれらの会議に参加する中で、やはりきちんとした法整備が必要、今までは法律改正をしてきたが「新しい法律を作ろう」という議論が高まり、手話言語法や情報コミュニケーション法をつくろうという動きが始まったわけです。

でも、東日本大震災がなければもっと制度改革は進んでいたかもしれません。東日本大震災は東北の方々の命と生活を奪っただけでなく、障害者の未来も奪ったのかもしれない。

国連障害者権利条約の中で「手話は言語」と明記されているんですけども、民主党が様々な法整備をした中で障害者基本法に「手話は言語」と盛り込まれているんですね。最初の基本法改正案のとき、本当は国は「手話は言語」というのをに入れてなかったんですが、やはり「手話は言語である」とすることが必要ということで、私たちが国会前でデモをして、手話は言語である、手話言語法が必要だということをアピールしたんです。そうしたら、その後に「手話は言語である」ということが付帯で盛り込まれたんですね。そして、手話言語法をつくろうという動きも始まったわけです。

これを見ていただきたいんですが、日本財団、皆さん御存じでしょうか。手話ではこのような表現ですね。車等にマークがついていることが多いですが、日本財団の助成で車を買って、福祉車両等によく使われています。その日本財団のいろいろな御協力もあって、運動が進んでいきました。

世界では、「手話は言語である」と法律で認められている国が意外とたくさんあります。憲法に盛り込まれているのは、こちらの国になります。今、どんどん増えている状況ですね。また、手話言語法等の法律として盛り込まれているのは、こちらの国になります。日本では、今はまだ障害者基本法に載っているくらいの状況で、「手話は言語」とあるだけで、法規制としてはまだできていないところです。

世界にはいろいろな言葉がありまちまちですが、日本は日本語中心の国ですよ。北海道にはアイヌ語、沖縄には琉球語がそれぞれありますけれども、日本全体としてはどこでも日本語で話が通じるわけです。それを共有するのは当たり前の状況ですが、アメリカではいろいろな人が入ってきますので、言葉もまちまち。ヨーロッパにはいろいろな国がありますので、やはりいろいろな言葉があるわけです。なので「我が国の公用語はこれだ」ということを憲法や言

語法で制定する必要がある。その中に手話も含まれるので法律で決めている国が多いわけです。日本はほぼ日本語だけ。周りに何も無い島国なので、法律で公用語を制定する必要がない。ですから、手話を「手話は言語であり日本語と同じ公用語」として法整備をしていく必要があるわけです。

これは「手話でGo!」という冊子ですけれども、いろいろな情報が載っています。

五本柱というものがあまして、まず、手話を獲得する（手話を知る）。

どういうことかということ、子供が生まれて聞こえないと分かりました。そのとき最初に行くのはどこでしょうか。耳鼻科ですよ。耳鼻科に行って耳の検査をして「ああ、聞こえないんだ」というときに、手話を知らなくて、医者が「大丈夫、補聴器つけばいいですよ」「人工内耳というものがありますよ、大丈夫ですよ」みたいな話をしてしまうわけですね。親としては「え、そうなの？ 人工内耳や補聴器をつけばいいんですね。分かりました。よろしくお願いします」そして後になって「やはりやめておけばよかった」そういうことになってしまうこともあります。やはり手話がきちんとあるんだよ、補聴器も人工内耳もあるけれども、手話という言語もあるんだよということを、そのときに情報提供してあげることが必要ではないでしょうか。補聴器、人工内耳、手話、その選択肢を与えることが必要なのではないのでしょうか。手話を獲得する（手話を知る）というのは、そういうことです。

次に、手話を学ぶ。

2つあります。1つは、手話「を」学ぶ。まず、ろう者が手話を覚える機会を与えることが必要だと思います。

次に、手話「で」学ぶ。手話を使って学ぶということです。

皆さん、昔ろう学校で手話禁止と言われたとき、教育はどうでしたか。先生がただひたすらしゃべるだけで何を言っているのか分からない、そんな状況ではなかったでしょうか。「これは、こうなんだよ」ときちんと手話で話していく、手話を使って教育をする、それが必要ではないかと思っています。

聞こえる人の場合は小学校、中学校で国語という教科がありますね。国語でしっかりと文法を学んでいきます。そして共通認識ができ、話が通じるわけですが、ろう者の場合どうでしょう。手話を学ぶことができないと、文法を学ぶ機会がないですよ。みんな自分で獲得していくしかないわけです。そうすると、手話のレベルもまちまちになってしまう。話も通じない。通訳とも話が通じない、相手に合わせなければいけない、非常に困った状況になります。手話の表現もまちまちですが、きちんと共通させていくことが必要です。

東北のほうとか沖縄のほうとか、地方では方言があって日本語も違いますよね。でも、テレビやラジオで聞いているので標準語は分かるわけです。ですから話すのはその地方の方言でも、標準語は普通に聞いて分かるわけです。手話は、テレビでは出てこないわけです。だから仲間うちで話す手話を身につける。だからまちまちになっていく。自分で表現するのは自由だけれども、見て分かる、そのためにはやはり統一する部分も必要なわけです。

次に、手話を使う。

私、今、手話を使っています。これが当たり前ですよ。法律なんて要りません。これは何かというと、ここにもいますが、手話通訳を使うということです。今、通訳がついている場所は少ないですよ。ろう者が「派遣してください」とお願いする、また、特別に準備して下さる場合もある、それぐらいで、どこでも当たり前の手話通訳がいるという、その当たり前の状況をつくるのが大事なわけです。

ちょっと質問します。町田市を設置通訳、毎日いますか。

○鈴木係長 町田市役所では、障がい福祉課に毎日手話通訳者が1人います。週5日のうち、職員として採用している方が4日間、当番の通訳者が1日通訳をしています。

○越智部会長 すばらしい。良いほうですね。ないところもいっぱいあるんですよ。週に1日だけとか2日だけとか、そういうところが多いですね。だから行っても「通訳がない、どうしよう」となる。聞こえる人は自由に行って何でも手続きができますけれども、ろう者の場合、前もって予約が必要です。

町田は、毎日いるというのはいいですね。でも、ろう者がいっぱい来たときにはどうしますか。待たなければいけませんよね。板橋の場合は毎日3人いるんです。だからろう者が何人来たって対応できます。

このように、ろう者がいつでも自由に、行きたいときに行けるんだという状況、これを当たり前にしていく必要があります。手話通訳は少ないけれども、やはりこれは増やしていく必要がありますよね。

それから、テレビで台風の状況を中継しているときに、聞こえる人は聞いて分かりますよね。でも、文字は増えてきましたが手話はありません。だから昔テレビ局と交渉したんです。すごく危ないということを言っているわけですよ。だから通訳をつけてくれと言ったんですが、向こうが言うには、しゃべっている人はテレビ局の職員だから、そこで台風で怪我してしまっても補償があるわけです。でも、手話通訳は契約や派遣ですからそういう補償ができないわけです。横に手話通訳をつけたら何かがあっても補償ができないから、それはつけることは

できないと。それでもつけてほしい、手話通訳を雇用すれば良いでしょうとお願いしたんですが、いつ起こるか分からないのに採用するのは難しいという話だったんですね。

だけれども、やはり必要とどこにいても手話が分かるように手話通訳をつけてくれと交渉し、今は一部のニュースにはついていますがまだまだ足りません。

次は、手話を守る。

これは研究です。日本語はどうでしょうか。国立の日本語研究所がありますよね。そして標準語とは何なのかとか、当用漢字とかを研究しているところがあるわけです。しかし、手話はどうでしょう。京都に手話言語研究所がありますが、民間ですよね。国や地方は携わっていません。だから責任を持って研究できる場所が必要なわけです。

平成、令和とどんどん変わっていくし、手話表現も決めなければならないわけですよね。だから国が責任持って研究機関をつくって、それを定める必要があるわけです。令和になったとき、官房長官が「令和」という漢字を出すのをテレビで見ましたよね。あのとき手話通訳はいたけれども、令和の手話は表現できませんでした。決まっていなかったから。前もって「令和（れいわ）」と伝え、国の手話研究機関が「令和」という手話をつくって、そこで発表のとき手話通訳も「令和（れいわ）」と手話を表現する。そういうことをして欲しいわけです。

いろいろな話をしましたが、この5つの柱をまとめてブックレットにしたわけです。そして法律をつくるということで運動を始めたわけです。

運動を進めるときには都道府県区市町村の議会、全部で約1,800あるんですね。そこから国に「手話言語法をつくってくれ」という意見書を出す運動を始めましたが、目標は80%で進めていきました。1年たたないうちに80%は達成できましたが、全日本ろう連盟が「80%、すごいよ。じゃあ100%やろう」と言うんですよ。もう、どうしようと頭をかかえましたよ。

そういうときは東京は大変なんです。だって、皆さん、日本で一番広い都道府県はどこでしょうか。北海道ですか。なるほど。違います。東京です。島がいっぱいあるんです。小笠原諸島とかいろいろな島が1000キロ以上も遠くにあるんです。その遠くの島全部から意見書を出さなければいけないということで焦りました。もう真っ青です。

島に電話をしたり文書を送ったりして交渉して、それでもなかなか進まないんですね。「うちの島にはろう者はいません」とか「会ったこともないです」とか。「でも、これから生まれるかもしれない。聞こえない人が趣味で訪れるかもしれない。どうですか」と島の議長に言ったわけですが、全国では次々と進んでいるのに、東京がなかなか終わらないという状況で、本当に交渉して交渉して、もう直接行くしかないと思っていましたが、たまたま小笠原本島に友

達がいたんですよ。全日ろうあ連盟の元職員でした。ですからメールで彼女にちょっとやっ
てくれないかと聞いたら「いいよ、議員の友達がいるから」ということで、彼女が交渉してく
れて「OK」と返事が来たんですね。

それをきっかけに、ほかも追従してくれて、そして都内全ての意見書が採択されたという経
緯があります。

これがそのときの写真です。

ちょうどぴったり耳の日に、全国約1,800全部で意見書が採択されました。

でも、国がなかなか手話言語法を認めないんですね。首を縦に振りません。それは、今、人
工内耳をつける人が爆発的に増えているんですね。ろう学校の子供たちもほとんどつけていま
す。また、議員には医者との関係者が多いんですね。医者は「手話は要らない、人工内耳で十分
だ」と議員に言うわけですね。それで「手話言語法は要らない」という議員が出てきたわけ
です。

また、もし手話を学ぶ、手話で学ぶという法律ができた場合、ろう学校はやらなければいけ
ないわけです。文科省も「うわ、それは困る」ということで、いろいろ障壁があり、なかなか
進まないという状況がありました。

そのとき全日ろう連の取り組みで、これまで「手話」と表現していたのを「手話言語」とい
う言葉に全部変えたわけです。でも、私は「ちょっと待って」と意見しました。難聴の対応手
話は言語になるのか。それは違いますよね。「言語」を盛り込むとちょっと混乱するのではな
いかということで、それはよくない。「手話」と「手話言語」をどう区別するか。難聴者はコ
ミュニケーション手話をしています。でも、教育の場合は「言語」をつけるなど、そういう使
い分けが必要なのではないかということで全日ろう連に強く意見したんですが、全日ろう連は
「いや、もう全て言語だから手話言語だ」ということで進んでしまったわけですね。そういう
状況があり、混乱もありました。

その結果、「言語」に反発する議員が増えてきたのではないかと私は思っています。しかし
支援する議員もいて「言語」を取って「手話」だけにしてはどうかと反発派を説得してくれて
「それならいい」という感じになってきたわけです。それは改めて全日ろう連で議論した結果、
仕方がないということで、法律名から「言語」は取って、そして五本柱をちゃんと盛り込む、
その代わりに「言語」は全部取る、そういう方法に変わったわけです。

それが発表されたとき、私は反対だと言ったんですね。手話言語法なので、そこまで取って
しまうと意味がないと言ったんですが、もう「仕方がないんだ、国も認めないから。とにかく

中身をしっかりと整備する、法律をつくらなければいけないんだ」「でも、法律名に『言語』がないと意味がないんじゃないか」ということでいろいろと話し合い、もめました。そして、全日ろうの久松事務局長とオンラインでもいろいろと話をしました。そして最後、「最低限、法律の名前には『言語』を入れることが必要だ」とか1時間ぐらいやり合ったんですが、最後に彼が凄い表情で「一番腸が煮えくりかえる思いをしているのは俺だ」と言ったんですね。そうかと感じて、そして「言語」は取るけれども「中身」はしっかり入れていくということで支援することにしたわけです。

結局、「言語」という言葉は外されて、去年の6月に手話施策推進法として制定されました。「言語」がなくなって残念ですが、「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」この五本柱がしっかり入っています。

「言語」を取った以外は内容はほぼ同じです。

このような内容が盛り込まれているわけです。正式名称は、こちらですね。

条文にお金を出す、予算をつけるよという内容が入っています。

そして9月23日が「手話の日」と決められたわけです。そして手話の日に何かイベントをやってくださいねという内容も入っていますので、これからは、それぞれの地域で9月23日の前後にイベントが開催されると思います。その機会をうまく啓蒙に使いたいと思います。東京でも今後、毎年9月23日にはイベントをやることが決定しています。いろいろな地域でやるかもしれないですが、ちょっと日にちをずらしていただいてもありがたいかなと思います。

決定した後に報告会があったんですが、石橋理事長の最後の挨拶で「5年後に見直しがある。そのとき改めて『言語』という言葉を入れようではないか。やるぞっ」とおっしゃったわけですね。それで私はほっとしました。皆さんにも、その時はぜひ御協力いただきたいと思います。

次は東京都手話言語条例の話です。2013年に鳥取県でまず制定されました。その後東京都と交渉をしても、手話通訳制度があるのに条例なんて必要なのかという回答でした。手話通訳派遣と手話言語法は全く別のものだから、必要なんだというふうに交渉しましたがなかなか進みませんでした。

その間に各区市で、制定されるところが増えていきました。昨年度末では手話言語条例が10地域で、ほかには手話言語と情報コミュニケーションのハイブリッドの条例が多いんです。でも、情報コミュニケーションが入ってしまうと手話言語条例の内容も曖昧になってしまう。なので、手話言語条例だけがいいのではないかと考えています。ハイブリッドにする場合は手話言語と情報コミュニケーションをはっきりと立て分ける必要があると区市のろう団体に話をしてい

ました。

そして国、都、各市町村がそれぞれの役割にあった法律を制定する必要があります。国だったら「手話の日」を制定するとか。その次に、都道府県の場合は教育、災害、医療などの大きな柱を中心にやっていく必要があります。

板橋区では、私が交渉したんですが、ろう教育を盛り込みたいと交渉しましたが、板橋区にはろう学校がないから無理とのことなので、ろう学校がある地域だけになってしまう。東京都では教育を盛り込みました、子供たちが手話を勉強する機会、それは東京都に盛り込んでいきましたが。しかし、やはり細かい制度になると区市の力が必要です。生活に密着したところでは区市が必要。国、都としての役割はありますが、市区町村としての役割もあります。それをしっかりと分けていく必要があります。

いろいろな壁がありましたけれども、6年前ですか、東京オリンピックがありましたね。皆さん覚えていらっしゃるでしょうか。開会式が無観客になりましたね。オリンピックの開会式には手話通訳がいたんですけれども、テレビではそれが盛り込まれなかった。オリンピックの情報保障担当から「無観客だから手話通訳をスクリーンに映す必要はないじゃないか」と言われたんですが、「いや、それは必要だ」ということでお願いしました。

テレビに文字情報はあったけれども、手話通訳はいませんでしたよね。実際には、会場のモニターには手話通訳がいました。でもテレビには映らなかったので、やはりテレビにも手話通訳が必要なのではないかと要望しました。同じような要望がたくさんあったと聞いています。そしてパラリンピックの開会式、閉会式では手話通訳が盛り込まれました。ろう者自身が通訳をすることができました。

そういう状況を知った都議会議員の中で「手話言語条例がないから、そうやって手話通訳をつけようという機運がなかった。やはり法律が必要」という議員が出てきたわけです。それで東京都手話言語条例制定ワーキングチームが発足しました。そのワーキングチームに何度か参加して、手話は言語であるということの理解普及、教育、災害、医療の施策でしっかりと手話を盛り込んでいくことが必要であるという話をしてきました。

教育で大事なことは何かというと、聞こえる人は耳から自然に言葉を獲得することができます。それと同じに、聞こえない人も手話で言葉を獲得することができるわけです。補聴器、人工内耳をつけた人でも手話が必要である、そういう話もしました。補聴器で足りない部分を手話で補足する、話をしていく、そういうことは必要になってくるわけです。みんな手話で話をしていくので、補聴器、人工内耳をつけていたとしてもやはり手話が必要となってくる、そう

いうことを訴えていきました。

そして2021年9月に活動がスタートして、4か月間で内容をまとめ、半年で制定までいったわけです。交渉を重ねてきたことがやっと認められました。嬉しかったことは何かというと、前文にある「涵養（かんよう）」という言葉です。私は知らなかったんですが、「涵養」というのはどういう意味かと申しますと、水が染み込むように自然に身につけるという意味なんです。聞こえる人は耳から聞いて自然に言語を獲得しますが、ろう者も同じです。手話を見て、自然に言語を獲得するわけです。そういう意味が盛り込まれているんですね。

手話言語法の五本柱も入っています。それも本当にすごいと思います。

珍しいのが「大学との連携」東京都以外の手話言語条例に大学との連携が入った条例を見たことがありません。都立大学で開催する大学生向けのイベントが東京であるんですけども、TOKYOみみカレッジ、皆さん御存じですか。都立大学で手話でいろいろなイベント、啓発活動をするんですね。学生が手話でステージ発表をしたり交流したり、手話や聴覚障害者などの展示を見て学習したり、そういうイベントがあります。学生のときにろう者と一緒に活動する、手話に触れることで将来的な支援をしていただくということですね。

日本でまず手話言語条例が制定されたのは鳥取県ですが、その平井知事に「どうして知事立候補のマニフェストに手話言語条例を入れたんですか」と聞いたことがあり「大学の同級生にろう者がいたんですよ。それで大学の手話サークルに私も通っていたんです」と言っていました。「なるほど」と思っていて、私も和光大学で多くの学びがありましたので、大学で啓発していくことはとても大事なんだなと思っています。そして東京都と学生向けのイベントを開催したいと交渉したわけです。この学生向けのイベントも手話言語条例制定で継続が決まっています。

これらの学生向けの取り組みや連携は五本柱でいえば「手話を守る」というところにあたるのではないかと思います。

最後に、私、板橋区なんですけれども、区市として大事なことは何かをお話ししていきたいです。手話言語条例は制定された後が大事だという話です。

板橋区とは、鳥取県で制定された後にいろいろ交渉を重ねました。でも、残念なことは何かというと、板橋区は、その翌年の東京都聴覚障害者大会の主管担当だったので、その準備に合わせて法人格を取るために活動していたわけです。いろいろなことを兼務しなければいけない状態だったので、非常に大変だったんです。それで制定が延期になってしまったんですけども、その間も区内の様々な施設、板橋には帝京大学病院とか豊島病院があるんですけども、

そういった大きな病院とか、いろいろな施設に「手話が必要なんです」「これから手話言語条例をつくっていくので御協力をよろしくお願いします」ろう協の役員、通訳者がペアになって一つ一つ回りました。

こちらの3つのパンフレット、さっき言いましたが真ん中は「手話でGo!」左は東京都が作成した手話のできる都民育成事業の「おもてなし手話ブック」、右が情報コミュニケーション法の「ウィラブコミュニケーション」パンフレット。こういうパンフレットをろう協と通訳者会でお金を出し合って購入、ろう者と通訳者が一緒に様々なところを回って啓発活動をしました。そして手話への理解がどんどん広まっていったわけです。

その結果、行政担当も「条例の内容は分かりました。議会に出していいです。一緒に頑張りましょう」と言ってくれて、私は大変安堵しました。

議会で決議された後、パブリックコメント、区民の皆さんの意見を聞く、法律が制定する前に「この案はどうですか」と皆さんに聞くことですが、それをやったんです。板橋区の臨時広報にその内容を載せて、手話サークルの皆さん、講習会受講生などでそれを見ていただいて、意見を区じ出していただきました。その結果、114人から524件の意見をいただきました。過去最多です。驚き、ありがたく思いました。

区がやりますということで意思表示してくれて、議会できちんと説明していただけるようになりました。議会でも多くの議員さんが意見を出され、「やるならば板橋区民全員が手話を知るくらいやってほしい」「区の職員全員が手話を学んで欲しい」などと言ってくれたんですね。ちょっと言い過ぎではないかというくらいに意気込みを込めて、いろいろ話し合いをしていただきました。本当に嬉しかったです。区長も「分かりました」ということで、最後は議会の採決のとき私たちは傍聴席にいたんですけれども決議後、区長自ら立ち上がって、私たちに向かって大きく一礼してくださいました。

そうやって進んでいったんです。行政も理解して、区長も理解して、議員も理解して、その後、様々なことが大きく変わり、手話が広がっていったわけです。

行政との話し合いを重ねた結果、条例ができた。条例ができた後何をやるのか。そういうことも行政と話し合いを重ねて進めていきました。

板橋の特徴といいますと、いろいろありますが、特に珍しいのは何かといいますと、こちら、盲ろう者を含むということ盛り込んだんです。ほかにはないと思います。

こちらが条例制定のときの写真です。こちらが区長、隣にいるのが議長、その隣が私です。

様々な活動のおかげで、ほかの区市に比べると板橋区は非常に進んでいるのではないかと思います。

っています。施行された後、職員も手話を勉強しなければいけないということをはっきりと表明されました。また、区民にも啓発活動が行われました。まず職員が手話を学ぶ。また、職員向けにニュースを作ったんですけれども、担当職員と一緒に内容を確認しながら、手話言語ニュースを作成し職員の中に理解が広がっていきました。今もろう協や手話講習会の講師などが担当して、職員に手話指導をしております。

区民の皆さんに啓発するために、職員向けのニュースを作り直して区民向けのニュースとして区のWebで公開しています。手話とは何か、聞こえないというのはどういうことか、どんなことが大変なのか、理解していただきたいことを様々盛り込んだ新聞です。今、もう10回ぐらい発行しています。

(PPT説明) 職員向けの研修の状況です。職員の皆さん勉強しています。

(PPT説明) 職員へのニュースをもっと理解しやすい内容に変えて、ホームページに載せて、皆さんに見ていただきたいということで啓発しています。今も載っています。

また、コミュニケーション支援ボードを作りました。災害が起きたときのために区内全ての避難所にコミュニケーション支援ボードを配布しました。ただ、災害が起きて避難所に行ったとき、すぐにコミュニケーション支援ボードが見つかるかどうかは課題です。

また、学校での手話指導もやっています。子供の手話指導は、講習会とはちょっと違うんです。手話講習会の講師、アシスタントが子供も教えられるかということ、ちょっと難しいですよ。私は子供が2人いて育ててきました。また、大学で教員免許を取ったんですが、専門は何かということ、分かりやすい文、言葉、児童文学などが専門でした。子ども向けの分かりやすい教え方も勉強しました。それを使って、今まで板橋区の小学校からのいろいろな依頼があって、それを私は教えてきたんですね。

子ども向けの指導技術習得のために、夏休みに4回、子供たちを集めて、また、講師候補の人も集めて私がモデル講師になって一緒に教えながら、講師候補の人に、子供たちの教え方を伝えていきました。講師も10人ぐらい養成しました。その後、実際に学校に行って指導してもらっています。

(PPT説明) これ、ルビを振ってありますね。分かりやすくいろいろ修正をしています。

「これは分かりにくいな」とか「これ、いいね」とか区の職員にいろいろ意見を聞いて修正を加えながらブラッシュアップして、こういう形にしました。コミュニケーション支援ボードですね。区の施設や避難所全てにこれを配備しています。

これは指導している様子ですね。実際に子供たちの指導をして、それを見てもらって講師を養

成するという形を取っていました。これは実際に行って指導しているところの写真です。

動画も4つ作りました。聞こえないというのは何か、聞こえない人が大変なことは何かみたいなことですね。こういう4本の動画を作りました。板橋の名所を手話で紹介する動画も作りました。こども動物公園があるんですが、そこで「ヤギはこういう手話だよ」「亀はこうだよ」という指導用の動画も作って、有名な図書館やいろいろなところに行って手話でその説明をするという動画を作りました。これで手話の基本が勉強できるんですね。でも、足りないからもっと作りたいと思いました。

内容をどうするか話し合っ、て、「いたばし村のももたろう」というのも作りました。民話をそのままやるのではなく、板橋に合った内容を考えて創作しました。そのときは私、脚本と監督をやりました。

これはろうあ者って何？ 聞こえないって何？ 大変なことは何？ ということ学ぶ動画ですね。職員にお願いして、エレベーターにろう者がいて、お客さんが何階と声をかけても聞こえない、分からないみたいな、そんな演技をしてもらって、声をかけても分からないで歩いていく、「何だ、こいつ」みたいな、そういうろう者が困ることなどへの理解を求める動画を作りました。

これは手話の勉強の基本。聞こえない人と話す方法、そういう動画も作りました。

これはさっき言った「いたばし村のももたろう」です。これは板橋区のホームページに載っていますから、探してみてくださいね。

こういう運動、また活動をしてきました。

職員も、前は設置通訳が2人だったのが毎日3人になって、支所もあるので、前は午前中だけとかそんな感じだったんですが、もう毎日支所にもいます。手話通訳の設置が増えました。行政もいろいろなことを考えてくれて、遠隔通訳も導入されました。通訳者がいない場合は場合は遠隔も使えるということで、聞こえない人がいつ行っても、どこに行っても通訳が使える状況です。

そして、学校向けの講師たちを育てたおかげで依頼が増えても対応できています。今年はもう15件ぐらいでしょうか。5、10、15と増えてきたので今後10人では足りないのではないかと、もっと育てなければという状況です。

また、手話を指導するためにオリジナルのブックレットも作りました。これです。板橋の手話を教えるときのブックレットです。全部を作るのは大変ですので、東京都にあるブックレットで使える部分使いたいと交渉しました。「この部分を使わせてください」と言って、東京都

のブックレットの中で使えるものを引用しながら、板橋専用のものも入れました。これを使って学校などで手話指導をやっているわけです。

これは東京都から引用した分です。ちょっとお得な方法ですね。

そういう形で、いろいろ工夫しながら進めています。ここまでやっている区はないのではないのでしょうか。

条例は作って終わりではないですよ。その後が大事です。その後、何をやるかが大事なわけです。それを踏まえて今後、皆さんで検討していただければと思います。

では、これで話を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○篤永担当係長 越智様、ありがとうございました。

皆様からも、改めまして拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、今から5分間の休憩に入ります。お手洗いはこの会場を出て左側にありますので、よろしくお祈いします。それでは、休憩に入ります。

（休憩）

○篤永担当係長 ここから第2部、手話言語条例懇談会を始めさせていただきたいと思います。

この懇談会は、障がい福祉課長からの御挨拶でも申し上げたとおり、町田市が設置している検討部会において手話言語条例の条文をこれから検討するに当たって、当事者の皆様の御意見を直接お聞きする機会として設けさせていただきました。

検討部会の委員の皆様には、前方にお座りいただいております。私から簡単に御紹介させていただきます。

まず、検討部会長の越智様です。

続きまして、聴覚障害者協会の砂田様と杉野様です。

○砂田委員 よろしくお祈いします。

○杉野委員 よろしくお祈いします。

○篤永担当係長 町田市中途失聴・難聴者友の会の木村様です。

○木村委員 よろしくお祈いします。

○篤永担当係長 町田市手話通訳者の会の寄林様です。

○寄林委員 よろしくお祈いします。

○篤永担当係長 手話サークルまちだの高田様です。

○高田委員 よろしくお祈いします。

○篤永担当係長 町田市商工会議所の陶山様です。

以上の7名に検討部会委員として御参加いただいています。

懇談会の進行については、各テーマの冒頭で事務局職員から懇談テーマの内容を御説明いたします。その後、皆様からの御意見をお聞きしていきます。挙手、または1人1回御発言をいただく場面がございますので、よろしくお願ひいたしま

○鈴木係長 障がい福祉課で福祉係長をしております鈴木と申します。ここからは私が進行をさせていただきます、越智部会長からは皆様からの発言に対して助言をお願いしたいと思います。

スクリーンに懇談会の懇談内容を掲示しながら進めていきますのでよろしくお願いいたします。
今回の懇談会のテーマは4つあります。

一番最初のテーマは「手話言語条例学習会を振り返って」という内容です。何かというと、今、越智さんに話していただいた内容に関して意見や感想、質問などがありましたら、会場の皆様からお聞きしたいと思っています。

御意見や感想、質問がある方は手を挙げていただいて、前に出てきていただいて、ここで発言をお願いしたいと思っております。

今から皆様のお話をお聞きしたいと思います。御意見、御質問、感想などある方はいらっしゃいますか。いかがですか。話したいことはありますか。

○市民A リハビリについてお話ししたいと思います。毎日リハビリに通っていますけれども、朝の挨拶のとき、施設の人が毎日マスクをしているんですね。マスクを取ってほしいんですけども、毎回言っているのに、手話をときどき教えてあげたのになかなか理解していただけて、その辺りが悩みで、そのリハビリをやめようかなと思っているくらいです。本当は長く続けたいと思っているんですけども。

今、リハビリ施設まで40分ぐらいかけて通っています。どうしたらいいのかが悩みなんですけれども、いかがでしょうか。あ、2番の話でした。失礼しました。

○鈴木係長 この次に、皆さんが生活で困っていることは何ですかというテーマでお話ししてもらえますけれども、今、その内容を先に話していただいたと思います。こちらは皆さんの御意見を聞いた後に、越智さんにまとめてコメントしていただこうと思っていますので、ちょっとお待ちいただければと思います。

今の越智さんの講演内容について質問だとか感想だとか意見がある方、いらしたら手を挙げていただいていいですか。いなければ指名します。

○市民B 今日のお話、ありがとうございます。前に説明いただいたかと思いますが、まず1つ知りたい内容は、板橋区の手話言語条例のところで、石狩市の条例を基にというお話があっ

たかと思います。いろいろな条例があったと思いますが、石狩市の条例をベースにした理由は
何でしょうか。

○越智部会長 御質問ありがとうございました。

石狩市の手話言語条例を参考にした理由は、さっきお話したとおり2013年に鳥取県、その
次に石狩市で制定されたんですね。この2つが早くて、その後はなかったんですよ。そのとき
に私はもう制定の準備を始めたので、参考にするものが石狩市しかなかったんですよ。

内容がとても分かりやすいんです。ただ、時間はかかったらしいです。石狩市長がすごく理
解があって、かなり積極的だったようなんですが、現場の職員の理解があまりなかったそう
です。そのような話を聞いて「なるほど」と思いました。市長が理解があることも大事だけ
ど、現場の理解も必要なんだと。反対する職員がたくさんいたらしいんですけども、市長が一生
懸命取り組んだので制定された。また、内容もすばらしかったんです。

そのようなことがあって、参考にしました。

その後、明石市でも制定されたんですけども、最初に聞いたときは手話言語と情報コミュ
ニケーションのハイブリッドだったんです。それでは何か曖昧になるのではないかなと思っ
たんですね。「明石」はこういう手話です。「貧乏じゃないよ」と怒られてしまったんですけ
れども、このような手話表現をするんですね。その明石の話も聞いて、「なるほど」と思いま
した。当事者中心の委員会を立ち上げています。委員の半分以上が障がい者で、さっき話した
とおり、民主党による制度改革の時の当事者委員もその中に含まれていたわけです。その方が代
表になって話が進んでいった。手話言語の部分と情報コミュニケーションの部分きちんと分
かれていて、対象者数は多い。ハイブリッドですが条例としてそういう方法もあるんだと思
いましたが、リスクもあったのでそれをやめて、手話言語条例だけで制定したわけです。

もう一つ。実は先ほど休憩の間に大切な質問をいただいたので、改めてお話ししたいと思
います。何かというと、言語としての手話、コミュニケーションとしての手話の2つがあります。
言語条例の中では日本語対応手話は別なのかという質問があったんですけども、そのこと
についてお話ししたいと思います。

(板書) 1つが左端、言語としての手話。音声がない。手話だけで話をする。日本語はあり
ません。もう一つが右端、音声言語対応手話というものがあります。頭の中には日本語があり
ます。日本語に合わせた手話表現の方法です。この2つの区別があるわけです。

ただ、これを分けることができるのか。この間のグレーゾーンがけっこう多いと思うんです。
日本語と言語としての手話が曖昧になってしまう部分もあると思うんです。日本対応手話をし

ていても、だんだん慣れてきたら普通の日本手話になってくることもあると思うんですね。はっきり切り分けることはできません。

先ほど話をしたように、私は家では口話（音声語）だったんですけれども、ろう学校の寄宿舎では手話で話をしていました。日本語はない全くの日本手話だったわけです。そのように育って、その後、東京に来たわけですが、筑波大附属ろう学校入って初めて対応手話を見て「あ、しゃべりながら手話もできるんだ。なるほど、そういう方法もあるんだ」と驚きました。ですので口話に合わせて手話をするのも、日本手話もどちらも使えるんですね。そういう人の場合は区別が曖昧になっていて、このグレーゾーンというものがあるわけです。日本手話をやっても日本語対応手話が入ってきたりとか、そういうこともあるわけですね。その逆もあります。やはりきちんと分けるのは難しいわけです。

手話言語法というのは「手話を言語として認める法律」と思っていますが、また、コミュニケーション方法としての手話もあるわけです。これは完全に区別しにくいので手話言語条例では難聴者を排除するのではなく、そのグレーゾーンも対象にしていかなければならないと思います。難聴者の日本語対応手話も含めて支援していく、それを進めていくことが大切だと思います。

ただ、言語学的手話という考え方もあります。これはまた全く別なんですね。例えば、乳幼児に手話を教えますよね。そのときにそこを曖昧にしてしまうと混乱が起きやすいんですね。

トータルコミュニケーション法、皆さん御存じでしょうか。昔は口話ばかりでしたけれども行き詰まってしまい、手話が必要ということで、口話、手話、コミュニケーションを大事にするということで、それを教えていく考え方に変わったんですね。しかし、やはり行き詰まってしまいました。ある程度伸びたが行き詰ってしまった。

なぜかという、頭の中の言語獲得の問題があるんです。手話もある、口話もある、その2つの言語を併用してしまうわけです。一人一人には基本的な言語というものがあります。母語、いわゆる第一言語です。聞こえる人の場合は、小さいときから親が音声で話す中で自然に言語を獲得していきますね。それを第一言語、母語と言います。これを獲得した後、頭の中で日本語で学んでいくわけです。第一言語はスムーズに獲得することが大事です。でなければ中途半端になってしまいます。「9歳の壁」という言葉がありますが、この母語、第一言語をスムーズに獲得することができれば9歳を超えても伸びていくわけですね。しかし、そこで行き詰まってしまうとなかなか学力が上がらなくなってしまいます。

そういう考え方から、第一言語を獲得する場合はこのグレーゾーン併用では駄目なんですね。

どちらも中途半端になってしまう。バイリンガル（2つの言語）という教育もありますけれども、まずは母語として、第一言語として手話をしっかり獲得して、そのあと第二言語として書記言語を獲得していくこと、この立て分けが非常に重要です。言語学的手話というものが必要なんです。

コミュニケーションは曖昧でも構わない。でも言語は、手話言語と日本語をしっかりと分けていく必要があるわけです。

○鈴木係長 休憩時間にいい質問をしていただいた方、本当にありがとうございました。先ほどの学習会の越智さんの講義も白熱しましたし、ご質問への回答も白熱したので、テーマ1の時間が終わってしまいました。

他に質問や言いたいことがあったら「ご意見記入シート」の中に御意見の出し方が書いてあります。質問なども書いていただいてもかまいませんので、ぜひご記入ください。それでは次の懇談テーマに移らせていただきたいと思います。

次の懇談テーマは、「耳が聞こえないことで困っていること」について皆様からお聞きしたいと思います。

なぜこれを設定しているかという、実は皆様にも御協力をいただいたアンケート調査でも同じような質問をしています。

ただ、アンケートでは書き切れなかったとか手話で直接意見を言いたいという方に、ぜひこの場でお話しいただきたいと思っています。先ほど条例をつくった後が大事だよと越智さんもおっしゃっていましたが、条例をつくることを通じて、条例制定後にどのような取り組みが必要かを考える上で、皆さんが困っていることを改めて直接お聞きしたいと思っています。

今回、実は出来立てほやほやの新しい情報ですけれども、2月に実施し、皆さんに御協力いただいたアンケートの速報値をまとめたものをお知らせします。速報値はできたてほやほやで、報告書にまとめて公表するのは5月以降になると思いますので、ここに来た方はラッキーです。

まず、「耳が聞こえないことで困る場所はどこですか」という質問をしました。一番困るところは「病院・薬局」でした。数字に余り差はありませんが「交通機関」が2番目、3番目が「商業店舗・飲食店」で困ることがありますというお話がありました。

皆様から似た御意見や具体的な悩みを話していただくかもしれませんが、自由記述でいただいた御意見を一部抜粋して御案内します。

まず、病院と薬局は、案内で呼ばれていることに気づかない。聞こえないというご意見。
また、先ほどマスクの話がありましたけれども、全員がマスクを着用していて口の形が読み取れない。予約や問合せが電話でしかできない病院がある。お医者様の会話が専門用語が多く、筆談では情報量が不十分なので手話通訳がないと困る。このような御意見がありました。

交通機関では、電車の遅延とか運転見合せのアナウンスが分からない。振替え輸送の確認をするときに筆談具がないと会話が成立しない。事故で電車が止まったときに、なぜ止まっているのかが分からないといった御意見がありました。

商業店舗や飲食店では、最近ファミリーレストラン等でアプリケーションやタブレットで注文するところがありますけれども、コンビニや窓口だとマスクをしている人が多く、何を言っているのかが分からない。自分から注文することはできるけれども、店員さんが確認などで話していることが分からないといった御意見をいただきました。

こういう困り事をアンケートでは聞いているんですけども、皆さん具体的な場面があると思います。さっきハビリの場面で困っているという話がありましたし、ほかの方もいろいろな場面で耳が聞こえない、手話が通じないことで困っていることがあると思いますので、その御意見を皆様お一人ずつからお聞きしたいと思っています。

お1人ずつ順番に前に出てきていただいて、どういうことに困っていらっしゃるか、ぜひ御意見をお話していただきたいと思っています。検討部会の委員以外の皆様に御意見をお聞きしてまいりたいと思っております。最後に越智部会長からコメントしていただきたいと思っております。私の方から順番をお知らせしますので、順番に前に出てご発言をお願いします。

○市民C 何かの申込みのとき等に「電話番号を教えてください」と言われることがあります。私、聞こえなくて電話ができないんですね。なぜ「電話番号を教えてください」と言うのか、ちょっと失礼ではないかと思うときがあります。そういった面では困っています。「電話番号……、あ、ないんですね」と言われて、「それなら来ないでください。受入れができない」と言われることもあります。

失礼だな、差別だなと思っても「聞こえないので電話できません」と穏やかに説明したほうがいいのか、怒ってもいいのか、ちょっと判断できないときがあります。市役所などでもありますね。怒ってもいいのか、ちょっと我慢したりということもあります。「電話番号を教えてください」というその言い方、やはり失礼だなと感じます。

もう一つ、遠隔手話通訳ができればいいと思います。そういう方法があるといいなと思っています。

○市民D 私は、町田市主催のイベントにいろいろ参加していますけれども、通訳を依頼することもあります。ただ、なかなか答えがなくて、市民主催のイベントに参加するとき、手話通訳がないので、行きたいけれども行けない、諦めるときもあります。

○市民E 手話言語条例の中で1つ気になっているのが、手話は1つであるかどうかということをお聞きしたいです。それだけは気になっています。

○越智部会長 先ほどお話ししたことではなく、また別ですか。

○市民E 私が思っているのは、ろう者大会のときに提言として、手話言語条例を制定したときには対応手話と日本手話、関係なく1つであるというのがありました。私は反対です。今のお話とちょっと変わったのか、どちらなのでしょう。お聞きしたいと思います。それだけ気になっております。

警察署や消防署など、コミュニケーションが取れなかったとき不安があります。手話が1つであるならば、不安があります。

○市民F 私は聴覚障がい者の母です。子供が聴覚障がい者です。2人とも手話はあまりできなくて、中学まで手話を全く使っていなかったもので、私も後から勉強したんですけれども、なかなか普通に通じるところまでいなくて。

今、一番心配なのは、1人で生活するときに救急車や警察への対応というときに、今まで市でFAXの援助をしてくださったので、FAXを手元に置いて、ペーパーで先に文章を書いて丸をつけておくというのをやっていたんですけれども、最近FAXが古くなって壊れたんですけれども、今でも市の対応等はFAXが一番なのでしょう。それとも何か違う対応をお勧めしているのでしょうか。

ネットで調べたところ、警察とか消防署への対応をスマホから直接手書きでできるようなアプリか何かがあるようなことを聞いたんですけれども、まだちょっとよく分からなくて、FAXを買っても、もうほかの方法をお勧めするというのであればFAXを買うのはやめようかなと思っているんですけれども。

それから、もうほとんど筆談で、今、長いカタカナ文字がありますね。外来語で。手話だとそれがもう、自分が書くのもきちんと書けないんですけれども、そういうときは子供がいらして「もういいよ」といつもなってしまうんですね。私もちょっと年を取ってきてカタカナ文字が長いと覚えづらいし、指文字なんてとてもできなくて、「申し訳ないけど、もうお母さんできないわ」と万歳しそうなんですけれども。

今日ここへ来たのは、そういうことを皆さんどんなふうに対応していらっしゃるのかなと思

って、そういうお話ができたらなと思ってわざわざ質問させていただきました。ありがとうございます。

○鈴木係長 ありがとうございます。

今のお話、警察や消防への通報の方法については、後ほど個別で御案内させていただきたいと思います。この場ではちょっと全体の時間がありますので、終わった後に御相談させていただきたいと思います。

では、次の方の御意見をお聞きしたいと思います。

○市民G 地震ですとか台風のと看、特にろう者は死亡する方が多いと聞きました。ライトを見れば分かりますけれども、夜間、寝ている間はいつも不安を持って過ごしています。どうしたらいいのかと思っております。今は技術が進んでいるのか、そういったことも伺いたたいです。

○市民B ちょっと困っていることがあります。いつも病院に行っているんですけども、ろう者への理解はあって手話ができる医師もいるんですけども、いつも行く病院が休みのとき、初めて行くところでは、ろう者への理解が少ない場合もあります。そういったところでは私が呼ばれるときに、以前「順番が来たら教えてください」と伝えたんですが、忘れられてしまったことがありましたので、そういったことがないように、条例にそういったものを含んでいただきたいと思っております。それだけお願いいたします。

○市民H 以前、スポーツ施設に遊びに行ったときにセグウェイがあったので、おもしろそうだなと思ったんですが、聞こえない人は乗れないとスタッフに断られたことがありました。そういった施設だけではなく日本全国でそういうことも多いんですけども、聞こえないことでスポーツ体験ができないことにはすごく抵抗感があります。

○市民I はじめまして。よろしくお願ひします。例えば歩いているときに、道が分からなくて聞こえる人に聞いても、断られてしまうんですね。「聞こえない人だからコミュニケーション取れないな」と思って、聞いてくれないんです。「手話は分かりません」といつて対応してもらえないのは聞こえる人たちには普通なのか、それは差別ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民J 私の困り事は、当たり前のことになるかもしれませんが、私、いつもスポーツの企画をしています。例えばメールで「出席希望」とか、聞こえる相手に私が聞こえないことを言わずに参加した場合、驚かれることもあるんですけども、手話通訳と一緒に参加すればスムーズに、ソフトボールも「うまいね」と言われることもあります。まだまだ理解が足りないと思うんですが、例えば町田市のソフトボールや軟式野球連盟に依頼した場合、今まで

手話通訳と一緒に依頼していました。ですが、連盟のほうから手話通訳を依頼してほしいと思います。できればそういったサポートをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、施設を使う場合、ろう者の団体でも聞こえる団体でも、ほかの地域は無料で使えるけれども町田市は結構ろう者も同じようにお金を取られるので、葛飾区などは障がい者は無料になっているので、そういう形でやっていただければありがたいです。

○市民K 何年か前に、コミュニケーションのずれでトラブルがあって警察沙汰になりました。聞こえる人が「警察を呼びますよ」と言ってくれたんですけども、警察が来たとき、筆談ができるように紙を準備してくれると思ったんですが「スマホを出せ」と言われて、「私のスマホを使うのか、自分のスマホを使ってほしい」と思ったんですが、聞こえないので筆談の準備をしてほしいと思いました。

少し声が出るので通じるんですが、できれば病院だけではなく、警察ですとか消防署にも筆談の準備をしてほしいと思います。

○市民L 聞こえなくて困っていることは、どうすればいいのかということ。基本は考えるんですけども、情報が少ないことが問題だと思います。昔、子供会のお祭り等があったときにも、「ここにお菓子がありますよ」ということでみんながお菓子を取りに行きますよね。そしてあっという間になくなってしまいうんです。例えば電車で事故が起きたときも、私がどう動けばいいのか、乗り換えればいいのか、ずっと待っていれば運転再開するのか。情報が足りなくてどうしても動きが遅れてしまいうんですね。その辺りが困っていることです。

○市民M 娘がいるのですが、小学校の講演会に呼ばれて夫婦で参加しました。細かい説明があるんですが、何を言っているか分からない。手話通訳を依頼しているんですが、やはり情報が少なくなってしまって意味が分からない。資料がパワーポイントで映し出されるんですが、文字頼りになってしまって、やはり情報が少ない。子供に「分かった？」と聞いても「分からない」。

手話通訳者も上手、下手があり、まちまちだなと感じます。全体的に同じようにレベルが上がってほしいなと思います。情報は正しく、同じ情報量で伝えてほしいと思っています。

○市民N 私が困っていることは、今は特にありませんが、昔、会社勤めをしていたときに会議がありました。そのとき上司に通訳を頼みましたが、断られてしまうことが何回もありました。仕事の内容も大事だったんですが、ろう者としては困ってしまいました。通訳を依頼してもらえないのは、内容に機密情報があって会社に関係ない通訳が来て情報が漏れると困るからということで断られました。ろう者に対する理解が少ないと思いました。それをどうにか変え

てほしいと思っています。よろしくお願いします。

○市民O 今、困っていることと言われても、たくさんあって説明し切れない状況もありますが、原因は何かと考えると、やはり理解がまだまだ広がらないこと、合理的配慮が足りないということがあると思います。そこから始めたらいいと思います。

ただ、ろう者と難聴者限定ではなく中途失聴者、または高齢で聞こえなくなった人たち、幅広く対応し、考えてほしいと思います。

○市民P 私が困っていることは、以前にもありましたが、情報が足りないということです。足りないと思うんですが、何か足りないのか分からない、それが困っていることです。足りないことだけは分かっています。

今日の映像も、私は手話がまだまだできないので、文字を頼りに学びました。今日の手話通訳者は、このスライドの資料を手を持って通訳をしています。でも、私たちはこの映像だけで、少し遅れてしまう。少し前にスライドを見ることができていたら、それを頼りに内容を理解できると思います。手話通訳だけではなく、手話通訳者が必要なもの、資料ですとかそういったものは私たちにも必要だということを理解してほしいと思います。

○市民Q 母が手話ができなかったんです。口話で話していました。私の友達は大塚ろう学校に通っていました。母は手話は駄目だと言っていました。友達と話をするとき、みんな手話ができるのにととても悔しく思っていました。ろう者同士で結婚した友達もいます。

旅行に行くのが趣味なんですけれども、日本全国いろいろな思い出があります。とても楽しい思い出もあります。いろいろな仕事をして、ミシンの仕事をしていました。父や母が、主人と一緒に毎日ミシンの仕事をしていました。その会社がなくなり、お給料もなくなってしまったことがあったんです。

昔、本当に苦勞して、お母さんに手話は駄目と言われて怒られて、でも、友達は手話をやっているからうらやましいな、悔しいなと思ったけれども、いろいろなろうの友達と会う中で手話ができるようになって、その後、旅行に行くようになって。でも、親がお金をくれるわけではないから夫と一緒に仕事を頑張って、給料をもらって生活して、旅行にも行けて楽しい思い出もできるようになりましたという。昔は苦勞しましたね。

○鈴木係長 皆様、それぞれの具体的な場面における困り事をお話いただきまして、ありがとうございました。

今日の場面では、例えば病院だとかリハビリする場所だとか、スポーツする場面とか警察だとか、様々な場面での困り事のお話があったと思います。また、手話通訳ができる範囲とか手

話通訳の力量の違いだとか、様々な御意見をいただきました。

今日は、このいただいた御意見を条例制定後の取組であつたり条文の内容を検討する上でどのように生かしていったらいいのかということで、お聞かせいただく場としてこの会を設けさせていただいております。なので、例えば先ほどのように市への個別の質問があつた場合には後ほど事務局の職員に話していただきたいと思ひますけれども、ほかの御意見については、意見として受け止めさせていただきたいと思ひています。

その中で、全国の話や東京都の話など様々な状況を知っている越智様から、皆様の声に対してコメントをいただきたいと思ひます。皆様から出た御意見に対して、もしかしたら既に解決策があるものもあれば、今、全国的にもそういうことが課題になっているといった御意見をいただけると思ひております。越智様、よろしくお願ひします。

○越智部会長 いろいろな御意見、ありがとうございました。

今、お話を伺つて感じたことは、内容的には、手話言語条例ではなく差別解消法に当たるものが多かつたような気がします。例えば「断られた。なぜだ」「サポートがない」それは、どちらかというとな差別解消法のほうになるんですね。

さっき「合理的配慮」という言葉がありました。今は、国が「合理的配慮をしなければならぬ」と、民間も義務になりました。先ほどどなたかが言われたけれども、会社で通訳を頼んだら断られたという話、今はもう法律ではっきりと、民間も、通訳を求められたらそれは拒否できない、拒否する場合はその理由をしっかりと話さなければならないという法律になっています。だから、今だったらきっと手話通訳を用意してくれると思ひます。

差別解消法と手話言語条例、うまく使っていないらうあ者が多いんですね。合理的配慮というのは、建設的対話が基本なんですね。障がい者が会社に「これをしてほしい」と話をします。会社は「これはできるけれども、これはできない」と話し合い、そしてどういう方法にするのか落としどころを見つけていく。これが合理的配慮の内容です。

ですが、皆さんは対話ができる状況なのか。対話をするためのコミュニケーションが成り立たないんですね。ですから、差別解消法ではなかなか全てを解決できない。それを補うために手話言語条例が要るわけです。例えば手話通訳をお願ひして話し合うときに、条例があれば、聞こえない立場で「ちゃんと手話通訳を用意してくれ」と言えば、言われた会社等は断れませぬ。民間も建設的対話を義務づけられるわけです。

どう話をするのかという以前に、手話言語条例でしっかりと定めておく。コミュニケーションを取るためには手話言語を使える状況が必要なわけですね。だって、相手は1日で手話を覚

えられませんよね。ですから「手話言語条例があるので、手話通訳を用意してください。できないなら私が派遣で連れてきます」というふうに、きちんと差別解消法と条例に沿って、どうすればいいのかという建設的な対話ができるわけです。

この2つの法律を使って話を進めていく、そのためにも手話言語条例が必要になるわけです。その使い方を皆さんはまず学ぶ必要があるわけですね。ろう者は法律の使い方が分からないし、知っていても、どうすればいいのかなかなか分からない、だからコミュニケーションが取れないという事情があるんですね。きっちりコミュニケーションを取るために、手話言語条例というものがあるんだということを念頭に置いておいてください。

もう一つ。幾つか御意見があった中で、今、対応できているものも多いです。例えば110番、119番ですが、専門のアプリがあります。それを入れればすぐに消防も救急も呼べます。しかし、問題は、突然お腹が痛くなりますよね。そしてアプリを使って呼んで、救急車が来ましたが、でも、その後のコミュニケーションができない。向こうも対応ができない。それが一番問題なわけです。今のところ、それに対応できる状況はないです。

東京の手話言語条例は3年前にできましたが、そういう状況のときにどうするのか、24時間ちゃんとサポートする方法を検討してほしいと話合いをしたわけですが、問題は、担当がまちまちなわけです。警察は警視庁、消防は消防庁、病院は病院経営と縦割りになっているわけですね。それを総合的にまとめる窓口が必要なわけです。省庁でお金を出し合って24時間支援する会社をつくれれば、それは進められると思いますが、すぐには難しいです。今も交渉中です。それに向けて地域でも活動し、私たちを支援していただけるとありがたいです。

○鈴木係長 越智部会長、ありがとうございました。皆様からいただいた御意見を踏まえて、検討部会の皆さんと条例の検討を進めていきたいと思っております。それでは次のテーマに移ります。

次のテーマは、困りごとをどのように解決していきたいか、というものです。今、皆さんに話していただいた困っていることをどのように解決していったらいいのかということですね。

「差別解消の話と、情報保障、手話通訳を用意してくださいという話は別ですよ」と越智部会長がお話されていましたが、その情報保障にどういうことを期待しているか、皆さんがどう変わってほしいと思っているか、これは挙手制で御意見をお聞きしたいと思います。

こちらについても、実はアンケートでも御意見をお聞きする設問があったんですね。その一部を抜き取って速報で、内容と数字を御案内させていただきたいと思っています。

内容として大きく3つ、特に大事にしてほしいということをおっしゃられました。

まず1つは、何人かの方がおっしゃっていましたが、聴覚障がいの特徴を理解して親

切に対応してほしいというのが1番でした。次に、手話の方もいるし文字の方もいる。先ほども文字の方、おられたと思います。手話または文字で情報を得られるようにしてほしいというのが2番目。3番目は、先ほど電話の話がありましたけれども、電話以外の手段で問合せができるようにしてほしいということ。幾つかの選択肢を用意した中で、この内容が上位3つでした。

これからは挙手制で話していただきたいと思いますが、今、困っていることに対してこういうことをしてほしいと思っていることがある方とか、アイデアがある方、もしくは前に町田ではない自治体に住んでいて「別の自治体ではこういうことをしていたよ」みたいな御経験など教えていただけることがありましたら、ぜひこの場でお話しいただきたいと思っております。

先ほどは1分でとお願いしましたが、今回は1分でなくていいので、挙手していただいて、指名されたら前でお話しいただきたいと思います。

御意見をいただける方はいらっしゃいますか。

○市民D もし手話言語条例が制定された後、講習会に手話通訳を導入してほしいと思っています。日本手話で手話通訳をしてほしいと思っています。手話言語条例が制定されて、日本手話でできることを期待しております。

○市民C ちょっと曖昧になっているところもあるんですけども、さっきの電話の話とは関係ない、またちょっと違う話ですけども、以前、アメリカで島の話、ありましたね。聞こえる、聞こえない関係なくみんな手話で話す、それが当たり前、手話が言語となっていたという島のお話がありました。筆談ではなく手話でやり取りをする。差別の問題だけではなく、何かあったときに断られることもなかったというように、手話言語法をつくってほしかった。条例だとちょっと軽いですね。もし手話言語法であれば、全て手話で対応できるのが当たり前になると思います。日本手話で会話ができるはずです。

今、聞こえる人たちは声だけで話しますね。そうすると、私たちは聞こえないので情報が入りません。手話であれば見て分かりますので、聞こえる人と対等に情報が受け取れます。健聴者もみんな手話で話してコミュニケーションが取れる、それぐらいの社会になってほしいです。

○市民G 前に私、資格を取りたいときに「聞こえない人は、すみません」と断られたことが何度かありました。それは大変苦しい経験でした。最近はオンラインラーニングも増えましたので、インターネットでいろいろ探してメールすると、やはり手話がなく、字幕もない、音声だけというものがあります。そういった不便な面もあります。

これから全部字幕つき、手話つき、または、資格を取りたいときには通訳を呼んでもいいの

かどうか。手話言語条例が始まったときには個人的にそういった内容で手話通訳を呼んでもいいのかどうかを確認したいと思います。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。今、御質問もありましたので、この場で手話通訳派遣制度の話をさせていただきたいと思います。

手話通訳の派遣制度については、基本的に駄目なものを決めています。「これは派遣してはいけない」というものを決めているのです。それは何かというと、政治的な活動や宗教的な活動、営利的な活動については派遣できません。それ以外のものについては基本、派遣できるんですけれども、今、34名の通訳者で年間1,400件ほどの通訳を行っています。そのため現実的に御希望に添えない場面がまだまだあります。

今の御質問について派遣できる、できないということ言えば、派遣できない要件ではありません。ただ、現実的な問題として医療機関や学校の面談など、特に優先度が高いところから通訳を派遣しております。今、手話通訳の数を増やすとか手話通訳の水準、日本手話が分かる通訳者が増えてほしいという御意見もありましたけれども、手話通訳者の数を増やしていくことは市としての役割ですし、水準を高めていくことについても手話通訳者の皆さんと協力しながらやっていきたいと思っております。現在、御質問にお答えできる内容は以上となります。この回答でよろしいでしょうか？

それでは、御意見をいただきましたので、参加者の皆さんからお話しいただいた内容について、越智さんからコメントをいただければと思っております。

○越智部会長 なかなか難しい問題を出されましたね。お答えします。

日本手話が読み取れない、困った、コミュニケーションが取れないというのは、どこでもよく聞くことですね。難しい理由は幾つかあります。単純に読めないわけではないんです。読み取れるんですが、日本語に変えられない。その技術が必要なんですね。それがなかなか難しい。様子を見ると、まあまあ内容はつかめるけれども、それが日本語に変わらないことが多いんですね。そのため、もっともっと技術をしっかり磨いてもらう必要はあります。

しかし、なかなかできない。やはり日本の手話通訳制度にも問題があるわけですね。今の日本では、手話通訳では食えない。生活ができないんです。例えばアメリカでは手話通訳できちんと食べられる、生活ができるんです。そしてきっちり技術を磨く場所、そういう環境がある。だからうまく英語に変えられるわけですね。だけれども、週に1回だけ三、四年学んで試験に合格した、そして現場に行く、「ああ、読み取れない」とか「読み取れるけど日本語にならない」そういう人が多いんですね。それはよく言われます。

日本の手話通訳のあり方を見直さなければいけない時期が来ています。やはり手話通訳でちゃんと生活できる、そういう体制をつくらないとこれはちょっと応えられない状況ですね。努力が必要です。だけれども、手話言語条例、また手話施策推進法、いろいろなものを使ってもっともっと手話通訳を充実させる。例えば、海外では手話通訳者を育てる専門の大学があるんですが、そうすると謝礼も高い。そうなればいいんですが、そうなるまでの間はろう者も手話通訳者もお互い協力しながら、歩み寄りながら磨いていっていただくことが大事になります。

手話通訳を育てるのは誰ですか。ろう者です。ですから手話通訳が伸びるように、そういう育て方ができるように、ろう者もそれはちゃんとサポートしていく必要があると思います。

2つ目。「みんなが手話で話した島」という本、ありますよね。それは理想です。でも、日本にもそのような例があるんですよ。

四国かな、どこかの島です。小さな島で、ろうのおばあちゃんがいるんですが、そのおばあちゃんは手話ができないんです。だけれども、島民が少ないのでみんな関わりを持っているわけです。そのおばあちゃん、身振りでコミュニケーションを取っているんですね。島のみんながおばあちゃんとコミュニケーションできる状況なんですよ。

そういう状況を調査するために大学の人が行って「聞こえないおばあちゃんがいるんですが、どこにおられるかご存じですか」と聞いたら、「ああ、あの口うるさいおばあちゃんね」と言うんですよ。え、ろうのおばあちゃんなのに、皆さん「口うるさいおばあちゃん」と言うの？と不思議に思ったそうです。みんなとコミュニケーションができる状況なんですね。手話にこだわらないで周りとのコミュニケーションができる、そういう環境をつくるのが大事だと思います。身振りでも何でもいいんです。それを使ってコミュニケーションする、そういう方法も今後、研究が必要かもしれません。

差別解消法と手話言語条例、手話施策推進法、全部組み合わせていろいろな方法でコミュニケーションができる、対等にコミュニケーションができる環境をつくっていくことが大事なのではないかなと。

さっきの電話の問題も、知らないだけですよね。ちゃんと分かれば「分かりました、すみません。FAXでいいですよ」「スマホでいいですよ」となると思うんですね。今、皆さん、ろう者と会ったことがあまりないから理解できない人が多いんですね。やはり当事者が動く必要があります。

板橋区はホームページに手話ニュースをいっぱい出しています。動画も、先ほど見ていただきましたよね。そういうものをホームページに載せています。手話言語条例があれば、そうい

うことができるんです。そして皆さんにどんどん普及していくことができると思います。

最後は、オンラインラーニングですね。 差別解消法を使えばできると思いますが、理解がまだまだ浸透していないわけですね。技術は進んでいます。デフリンピックのときにいろいろな技術の開発が進んだということもあります。音声翻訳も、今は本当に認識率が高いです。透明ディスプレイで、話したらもうほぼ、100%近く日本語が出てきます。試験的にバスに設置したことがあって、まあまあ認識率が高いです。それでバスの行き先が簡単に確認できたみたいなことがあったんですね。

だから、お金はないけれども、翻訳機を使っていろいろとサポートする場所も増えています。そういうふうに、これからいろいろな方法で、手話「も」というぐらい広がっていくかもしれません。デフリンピックのときにアンバサダーのCGがありましたよね。アニメみたいな手話をするCG映像がありました。簡単な手話になりますけれどもCGが手話通訳をする、そういう方法も導入されてくると思います。

技術は進んでいます。まだまだとも言えますが、将来的に増えていけば、その場で手話でいろいろな情報が取れるようになると思います。技術もどんどん進んでいくと思います。すぐには無理ですが、将来「こうなりたい」という考えも含めて今、法律をつくって、その法律を基にどんどん改善していく時代が来るのではないかと思います。

○鈴木係長 越智さん、コメントありがとうございます。全国的な状況だとか過去の状況を踏まえたコメントをいただいたことに、感謝したいと思います。

時間の配分的にもちょうどいい進行になっているので、最後の懇談テーマに移らせていただきたいと思います。

「手話言語条例の制定を通じて、どのような地域社会になることを期待するか」すごく抽象的な言葉です。この抽象的な言葉をなぜ、あえて皆さんとの懇談テーマにしたのかですけれども、手話言語条例の条文に、細かいことをたくさん書くことはできません。そのときに、我々としてみんな大事にしていきたいこと、例えば十年、二十年たっても変わらず大事にしたいことを「基本理念」とか「目的」と言うんですけれども、そういう大事にしたいことは何だろう、皆さんの御意見を聞きたいということで、アンケートでもお聞きしました。

そのアンケートの回答を速報で、画面で共有させていただいています。ここまでは具体的な困り事の場面や具体的に「こういう取組があったらいい」というお話でしたけれども、それを突き詰めて考えていくと、どういう社会になったら私たちの困り事が解決するんだろうかと考えるということで、最後の懇談テーマを設定させていただいております。

アンケートの速報を、これは大事な内容なので、全て掲載させていただいています。

第1位は、聴覚障がいがあっても暮らしやすい地域社会になってほしいということでした。ふだん手話を使って生活している方もおられますし、難聴の方もおられるので、手話を使っていない方もおられます。ただ、暮らしやすいことが大事だよということで、そこを1番に挙げていただいた方が最も多かったです。

「暮らしやすい」の次に来るのは、「理解のある」社会。先ほども、聴覚障がいへの理解が不十分な部分があるのではないかという御意見がありました。これは手話を使う方も使わない方も一緒のアンケートなので、これが上位2つに来ました。

その後は、手話を母語としていたり手話を使っておられる方々が大事にされたいということでの結果になっていると思いますけれども、第3位は、手話が言語であることが理解される地域社会になってほしいということ。第4位は、手話で会話しやすい地域社会になってほしい。そして最後に、手話を学びやすい地域社会になってほしいとなっています。

今までは具体的に自分の困っていること、それに対して「こういうことをやってほしい」というお話を聞いてきたんですけども、町田がどういう社会になっていったらいいのか、ここに書いてあることでも書いていないことでもいいんですけども、皆さんが感じていることをお聞きしたいと思っています。

抽象的な内容なので、なかなか話しにくいとは思いますが、ぜひお気持ちやお考えをお話しいただきたいと思っています。

こちらも挙手制で、挙手された方に1人1回ずつ御発言いただきたいと思っています。もしかしたら時間の都合で区切ってしまうかもしれませんが、できるだけ御意見をお聞きしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

どういう町田になってほしいか御意見がある方や発言したい方、ぜひ挙手していただきたいと思っています。

○市民B 今、町田市には、手話やろう者への理解があるお店や学校もあります。理解がない場所もあります。それを突然変えるのは、やはり無理だと思います。幼稚園や小学校、高校などにろう者がいない場合は大人も分からないと思いますから、私の案としては、幼稚園、小学校、中学校、高校、ろう者に対する理解を深める講座などを開いて、ろう者に対する知識を広める。そうすると10年後、20年後、手話が当たり前のまちになると思います。そういう町田になってほしいと思います。よろしくお願いします。

○市民C 先ほど越智さんの講演にもありましたけれども、皆さん困っていることがたくさん

あったと思います。それをまとめると、聞こえる人たちは手話を覚える必要があるということ、当たり前ということが少ないと思います。例えば、聞こえない人に対してどう考えるか、また、手話通訳の技術が足りない問題をどう考えるか。皆さんの意見を聞くと、ほとんどそれが当たり前だと思う、そういった意味でしょうか。どんどんアピールしていくことが大事だと思います。

今、画面がありませんけれども、手話言語条例が制定された場合は、まず手話とは何か、聞こえる人に対する講座を開いて種蒔きをする必要があると思います。1年間、芽が出たときに自然に手話を覚えるというようなこと。理解することができれば芽がどんどん伸びていくと思います。二、三年後に減ってしまっても構わないんです。「あ、あなたは聞こえない人なのね」「ありがとう。これが欲しいんです」「これは高いですね」といった会話が自然にできるようになればいいと思います。そうすれば「私は耳が聞こえないんです」と言う必要はないと思います。手話言語条例が制定された後、どんどん種を播く必要があると思います。

○市民F 私、しばらくドイツにいまして、ドイツで市がやっている手話教室に参加させていただいたんですね。どんな方がいらっしゃるのかなと思ったら、全員小学校の先生になりたい方と幼稚園の先生になりたい方だったんですね。「どうしてあなた方は手話を選んだの」と聞いたら「だって、クラスにそういう人がいるかもしれないし」と。最終的には、手話ができる試験に受かりやすいというか、そういう特典みたいなものもあったんだと思いますけれども。

通訳をするほどの手話はプロフェッショナルの手話通訳にお願いして、ふだん、まちでは、ちょっとした挨拶とか手助けができる程度の手話ができる人がいっぱいいるのがいいかなと思うので、小学校もですけれども、先生方が実習みたいなことの合間にちょっと手話をやる時間があったり、教育のほうでそういう機会があったら身近なものになって、挨拶とか、ちょっとした手助けぐらいは誰でもできる社会になるのではないかなと思います。

○鈴木係長 ありがとうございます。今、ドイツの事例を出していただいて、大きい意味で言うと手話を学ぶ場所ですね、先生が学んで特典がある、ないという制度は国によって違いがあると思いますけれども、小学校の先生が学びに来る場所があって社会があるという話を御紹介いただいたのかなと思います。

学びやすい社会というのも一つの社会の姿だと思いますので、では、そういう社会にするためにどういう条例にしていったらいいのか、これから検討していくことになると思います。

最後に取りまとめみたいな形で、越智さんから全体としてのコメントを一言いただきたいと思っています。

○越智部会長 いろいろな御意見、ありがとうございます。出された御意見は手話言語条例検討委員みんなで今後、共有していきます。

今回の御意見、みんな手話を広めたいんだ、みんなに手話を身につけてほしいんだというのは同じですね。

先ほど言いましたように、板橋区では、大人はすぐには覚えられないんですよ。まず理解を進めることが大事です。ろうとは何か、どう支援すれば良いのか。手話を知らなくてもいいから、とにかく聞こえない人を理解してもらい、その人のできる方法でサポートしてもらおう。

そしてもう一つは、子供ですね。小学校に出前講座にも行っています。最初は5回、そして10回、15回と増えてきています。さっき講師が足りないぐらいと言いましたよね。板橋区ではそうしているので、町田もぜひやってください。小さいときに手話を見る、ろうあ者と会う、それが一番大事なんですね。子供たちが大きくなったら理解してくれる、手話ができる。だから小さいときの種蒔きが必要です。

小学校4年生ぐらいから指導していますが、すぐに覚えてくれます。あまり小さいとなかなか難しいし、それを超えるとほかに興味を持ち始めて「手話はいいや」となってしまうこともあるので、3・4年生あたりが一番蒔きやすい、育てやすい年齢です。3・4年生あたりの子供たちに手話を、できれば将来的には市内の全ての小学校で手話の指導ができるようになればいいと思います。

そのために必要なのは、さっきも言ったように講師です。ふつうに教えるのではないですよ。子供向けに分かりやすい、そういう種になるような教え方が必要です。そのためにも講師を養成する必要があります。まずはそこから始めてほしいと思います。

将来、20年後、30年後、40年後に向けて、ほかにもいろいろな運動をしてほしいです。つくって終わりではありません。あくまでも条例はきっかけです。どんどん変えていく、そして20年後、30年後にみんなが手話ができるようになればいいなと思います。それを目指して条例をつくっていきたいし、つくってほしいです。

大事なのは、前から交渉していることがあるんですが、それは大学の教員養成カリキュラムで手話を必須にしてほしいということ。もう大学生のときから言っていますが、なかなか進みません。一部そういうところもあります。しかし、ほとんどありません。幸い去年、手話施策推進法ができて、近い将来、大学の教員養成カリキュラムで手話を必須にすることができれば将来変わってくると思います。そして広まっていく。そういうふうに変わっていければと期待しています。

手話のすそ野を広げていけば手話通訳者も増える、うまい通訳も増えるわけです。そういう長期的な展望を持った条例をつくれればいいと思うので、皆さん御協力のほどよろしく願いいたします。

○鈴木係長 越智部会長、コメントありがとうございました。

懇談会は以上になりますが、本当はもっとたくさん言いたかったとか、実は恥ずかしくて言えなかったという方もいらっしゃると思います。最初にお配りした「ご意見記入シート」にあるウェブフォームでもいいですし、書いていただいたものをFAXで送ってもいいですし、幾つかの方法が書いてありますので、御意見を出し切れなかったとか、ちょっと言いにくかったなどということがある場合には、3月15日までにぜひ御意見をお寄せいただきたいと思います。

限られた時間でしたけれども、懇談会に御参加いただきまして、ありがとうございます。

○篤永担当係長 越智部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、手話言語条例学習会兼懇談会を終了させていただきます。

皆様、長時間にわたって御参加いただきありがとうございました。

お帰りに当たって、注意点を4点お知らせいたします。

1点目、お忘れ物のないように御確認をお願いいたします。

2点目です。この建物を出るときに、警備員室の受付で退館時間を記入してお帰りください。

3点目、お車でお越しの方で駐車券のスタンプをまだ押していない方は、受付の職員にお声がけください。

4点目です。「ご意見記入シート」を本日、紙で提出される方は、受付の職員にお渡しください。

注意点は以上となります。

それでは皆様、本日は長い時間ありがとうございました。

午後4時29分 閉会